

野田市避難行動要支援者支援計画

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 避難支援における基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1
- 3 避難支援等関係者となる者・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 要配慮者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 避難支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

- 1 避難行動要支援者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 避難行動要支援者の把握等・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 名簿情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 名簿提供における情報の管理・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有・・・・・ 5

第3章 個別計画の作成

- 1 個別計画作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 個別計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 個別計画の共有・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 個別計画の確認・修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 日頃の備え

- 1 情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 避難支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 取組の促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第5章 災害発生後の対応

- 1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施・・・・・ 8
- 2 避難支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援・・・・・ 8

第6章 指定避難所における避難行動要支援者の支援体制

- 1 相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 避難行動要支援者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 福祉避難所・社会福祉施設等への移送・・・・・・・・・・ 9

第7章 その他

- 1 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

災害時における市民の生命、身体及び財産を守るための「災害に強いまちづくり」は野田市の課題である。そのため、災害に強い都市づくりを最も重要な課題として取り組み、安心して暮らせるまちづくりの実現を推進している。

また、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全を確保するためには、公助とともに共助による支援が必要となるが、災害発生時等の混乱した状況の中では、事前の準備なしに迅速かつ的確な支援を行うことは困難であり、避難支援対策は大きな課題となっている。

中でも、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等を実効性のあるものとするため、日頃から支援を必要とする人を特定し、その一人一人について、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）の誰が支援してどこの避難場所等に避難させるかを定める「個別計画」を作成していく必要がある。

これまで市では、平成16年の新潟・福島豪雨や同年に近畿地方を襲った台風23号などを通して、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性が防災対策の喫緊の課題となったことから、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、「災害時要援護者支援計画」を平成19年に策定し、各自治会等に支援計画の作成などを定めている。

平成23年の東日本大震災では、多くの高齢者等が避難することができずに命が失われ、要援護者への支援について、必ずしも十分に進んでいない状況であったことから、国において、平成25年に災害対策基本法の一部を改正し、市町村に避難行動要支援者名簿の作成などを義務付け、この名簿を活用した実効性のある避難支援を行うように定めた。

このため、市では、野田市地域防災計画に基づき、市域に係る地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害時の避難行動要支援者の避難の支援に関し、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、個人情報保護に留意しつつ、平常時における準備行為及び災害発生時における措置について必要な事項を定め、もって避難行動要支援者の避難の的確かつ迅速な実施に資することを目的としてこの計画を定めるものとする。

2 避難支援における基本的な考え方

避難行動要支援者の避難支援については、避難行動要支援者も含めて、まずは一人一人が自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、その上で隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に行われる取組が重要となる。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人材、地域で守る」を基本とし、地域の様々な人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが必要となる。

3 避難支援等関係者となる者

- (1) 自主防災組織、自治会・町内会（以下「自主防災組織等」という。）
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
- (4) 野田警察署
- (5) 野田市消防本部、野田市消防署、野田市消防団
- (6) その他市長が認める団体

4 要配慮者の範囲

- (1) 高齢者
- (2) 障がい者
- (3) 乳幼児
- (4) 妊婦
- (5) 外国人
- (6) 難病患者

5 避難支援体制

(1) 市の役割

- ① 避難行動要支援者の避難行動支援計画の作成
- ② 避難行動要支援者名簿の作成
- ③ 避難行動要支援者名簿登載者に対する避難行動要支援者名簿に記載又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供することについての同意確認
- ④ 避難支援等関係者への名簿情報の提供（平常時は同意者のみの情報提供）
- ⑤ 制度の普及・啓発

(2) 自主防災組織等の役割

- ① 日頃の活動等を通じての地域において支援が必要な者の把握
- ② 地域に対して避難支援に協力する者（以下「避難支援者」という。）としての協力呼びかけ、避難支援者の確保
- ③ 避難行動要支援者名簿登載者に対する「個別計画」の作成

(3) 地域住民（避難支援者）の役割

- ① 平常時
 - ア 声かけ
 - イ 見守り
 - ウ 災害時の対応確認
- ② 災害時
 - ア 情報伝達
 - イ 安否確認
 - ウ 避難支援

(4) 民生委員・児童委員の役割

- ① 自主防災組織等が行う「個別計画」作成への協力
- ② 自主防災組織等未加入避難行動要支援者への対応、支援
 - ア 平常時の声かけ、見守り及び災害時の対応確認

- イ 災害時の情報伝達、安否確認及び避難支援
- (5) 野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の役割
 - ① 自主防災組織等未加入避難行動要支援者への対応、支援
 - ア 平常時の声かけ、見守り及び災害時の対応確認
 - イ 災害時の情報伝達、安否確認及び避難支援
- (6) 警察及び消防機関の役割
 - ① 災害時情報伝達、安否確認への協力
 - ② 避難支援及び救助

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者の範囲

- (1) 生活の基盤が自宅にある方のうち、次の基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者を避難行動要支援者とする。
 - ① 介護保険法の規定により要介護認定3～5を受けている者
 - ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
 - ③ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳A以上を所持する知的障がい者
 - ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯のもの
 - ⑤ 障害福祉サービスを利用している難病患者
 - ⑥ 基準①に該当しない要支援・要介護認定者若しくは高齢者のみの世帯に属する者、基準②～④に該当しない障がい者又は基準⑤に該当しない難病患者のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
 - ⑦ 乳幼児のうち、保護者等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの
 - ⑧ 妊婦のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの
 - ⑨ 外国人のうち、本人等から申出のあった日本語の理解が十分できない者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの
 - ⑩ その他自主防災組織等の避難支援等関係者が、基準①～⑨に該当しない者で支援の必要を認めるもの

2 避難行動要支援者の把握等

- (1) 避難行動要支援者情報の収集のため、災害対策基本法第49条の10第3項の規定により、以下の台帳等により情報を収集する。
 - ① 基準①～⑥の情報の収集
 - ア 介護保険受給者台帳
 - イ 身体障害者手帳交付台帳
 - ウ 療育手帳交付台帳
 - エ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
 - オ 障害福祉サービスを利用している難病患者の台帳
 - カ 住民基本台帳

② 基準⑦～⑨の情報の収集

ア 妊娠届出台帳・出生連絡票

イ 住民基本台帳

③ 基準⑩の情報の収集

ア 避難支援等関係者において、地域において支援が必要な者の情報を収集する。

イ 市は、必要に応じ、上記①又は②の台帳により情報を収集する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者名簿を作成する。その際、次の情報を収集して、名簿情報として避難行動要支援者名簿に記載する。

① 氏名

② 生年月日

③ 性別

④ 住所

⑤ 電話番号

⑥ 避難支援等を必要とする事由

⑦ 自主防災組織等

(3) 避難行動要支援者の名簿情報提供に係る同意の確認

基準①～⑤に該当する者について、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、理解を得るとともに郵送により同意を確認する。

(4) 避難行動要支援者名簿への登録等の確認

基準⑥～⑨に該当する者についての名簿を作成するため、対象とする要配慮者に対し、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の上、避難行動要支援者として名簿へ登録を希望するか郵送により確認する。

(5) 支援の必要を認める者に対する名簿情報提供に係る同意の確認

基準⑩に該当する者について、避難支援等関係者は、避難行動要支援者を訪問するなどして制度の趣旨を説明し、名簿情報の提供について理解を得るとともに同意を確認する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

① 避難支援等関係者は、提供された名簿情報に基づいて、避難行動要支援者の避難を支援する。

② 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが前提とする。

③ 市は、避難行動要支援者に同意を確認する際は、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」を説明する。

また、避難行動要支援者名簿に掲載し、避難支援等関係者がその情報を共有しているが、「必ず避難支援者が来て、助けてくれること」を保証するものではないということをあらかじめ理解されるよう説明する。

3 名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した者の名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

4 名簿提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うよう指導するものとする。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。
- (6) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。

5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

- (1) 市は、住民の転入・転出、死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務又は避難支援等関係者及び関係部局が収集した情報を基に、避難行動支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- (2) 避難行動要支援者名簿の更新情報については、関係部局と共有するとともに、避難支援等関係者に更新した情報を提供する。
- (3) 市は、市報、ホームページなどにより、新たに支援を必要とする者に対し、避難行動要支援者支援計画に関する取組を周知する。
- (4) 市は、新たに基準の対象として、避難行動要支援者名簿登載者に該当する者となった場合は、制度の趣旨及び避難支援等関係者への名簿情報提供について必要な書類を送付するなどして、理解を得るとともに同意を確認する。

第3章 個別計画の作成

1 個別計画作成の目的

災害発生時又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて人的な支援を要する避難行動要支援者一人一人について、誰が支援して、どこの指定緊急避難場所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、市は、避難行動要支援者本人やその家族等とともに、支援に関する必要事項や災害時に安否確認や避難支援者等を記載した個別計画を作成することに取り組むものとする。

2 個別計画の作成

(1) 次の者を対象に個別計画を作成するものとする。

① 自主防災組織等は、市から個別計画作成対象者としての名簿情報の提供を受けた者

② 避難支援等関係者は、地域で把握した避難行動要支援者のうち名簿情報の提供についての同意が得られた者

(2) 避難支援等関係者は、個別計画作成対象者を訪問するなどして、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せをしながら計画を作成するものとする。

(3) 避難支援者の確保

① 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促したり安否確認や指定緊急避難場所等までの避難を支援する避難支援者を可能な限り隣近所から探し、協力を求める。

協力を求める場合、避難支援者はその時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものであり、避難支援に当たっては避難支援者本人又は避難支援者の家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる旨を説明するものとする。

② 避難支援者の不在や避難支援者自身の被災あるいは避難支援者一人では援助できない場合を想定し、可能な範囲で個別計画作成対象者一人に対して複数の避難支援者を定める。

(4) 個別計画の内容

個別計画には、次の内容を記載する。

① 災害が起こった時に手助けが必要な者の住所、氏名、生年月日、電話番号など

② 災害時に配慮しなくてはならない事項

③ 家族構成

④ 緊急時の連絡先

⑤ 避難支援に当たり必要な情報

⑥ 2名以上の避難支援者の氏名、連絡先など

⑦ 指定緊急避難場所等の情報

(5) 個別計画の提出

避難支援等関係者は、作成した個別計画を市に提出する。

3 個別計画の共有・管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は市が保管し、副本は、避難支援等関係者、避難行動要支援者本人及び避難支援者が共有する。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。また、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理に十分配慮する。

4 個別計画の確認・修正

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、個別計画を作成した避難支援等関係者は、毎年1度、個別計画の内容について本人に確認する。内容に変更がある場合、個別計画を随時修正し、正しい情報に更新する。

第4章 日頃の備え

1 情報伝達体制の整備

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、安全安心メール「まめメール」、ホームページの活用及びツイッター等様々な手段を確保し、避難準備情報（要支援者避難情報）等の緊急情報を提供する。

また、発令された避難準備情報（要支援者避難情報）等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(1) 情報伝達手段

- ① 防災行政無線の活用
- ② 広報車の活用
- ③ 安全安心メール「まめメール」の活用
- ④ ホームページの活用
- ⑤ ツwitterの活用

2 避難支援体制の整備

(1) 地域における避難支援体制の整備

- ① 自主防災組織等や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などは、声かけ・見守り活動や防犯活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりを行うなど、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。
- ② 地域において避難支援体制の整備を行うためには、自主防災組織等や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などが顔を合わせ、避難行動要支援者の存在を把握し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、地域での防災訓練の実施などについて検討するものとする。

(2) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される緊急情報等に基づき、事前に避難行動要支援者の受入れなど避難支援体制の整備に努め、避難行動要支援者への避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

3 取組の促進等

市は、市民に対する説明や広報により取組に関する普及啓発を行うほか、避難支援者の確保など支援体制の構築についての先進事例の情報提供を行うなど、それぞれの地域の取組を促進する。また、自主防災組織等と民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携を働きかけることにより、地域の取組が円滑に進むよう積極的に支援する。

第5章 災害発生後の対応

1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

- (1) 災害が発生した場合、避難支援等関係者は、まず本人や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かうものとする。情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に実行するものとする。
- (2) 避難支援等関係者は、市からの防災行政無線、安全安心メール及び地域で入手した情報等を基に、避難行動要支援者に災害情報を伝達する。その際、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により実施するものとする。
- (3) 避難支援等関係者は、情報を伝達する際に、安否確認を行うものとし、その際、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況等を把握し、適切に支援するものとする。

2 避難支援の実施

- (1) 避難支援等関係者は、災害対策本部から避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令されたときは、避難行動要支援者の避難を支援する。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることもあることから、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行う。
- (2) 避難支援者は、あらかじめ定めた個別計画に基づき支援を実施するが、避難支援の実施に当たり、支援者本人や家族の身の安全の確保を最優先するものとしていることから、市は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、名簿提供は災害発生時に避難支援等関係者や避難支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことを周知するものとする。

3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者名簿登載者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用すべく、名簿情報について避難支援等関係者に提供することができる。

第6章 指定避難所における避難行動要支援者の支援体制

1 相談窓口の設置

避難行動要支援者の支援ニーズは一人一人異なり、また心身の状態等によっても異なることが考えられることから、支援ニーズを迅速かつ正確に把握するため、必要に応じ民生委員・児童委員などの協力を得て、相談窓口を設けるものとする。

2 避難行動要支援者への支援

- (1) 避難行動要支援者に対して、環境のよい場所へ受け入れるようできるだけ配慮を行い、併せて他の避難者にも協力を求める。
- (2) 指定避難所施設においては、避難行動要支援者が生活する上での障害をできる限り取り除くよう努める。

- (3) 避難行動要支援者のこころのケアをするために、必要により専門の職員の派遣を要請する。
- (4) 情報提供に当たっては、避難行動要支援者一人一人の心身の状態等に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話など様々な方法を用いて実施する。
- (5) 避難行動要支援者の避難生活において、必要に応じたボランティアの派遣等を災害対策本部に要請する。

3 福祉避難所・社会福祉施設等への移送

市は、避難行動要支援者の重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、特別な配慮を必要とする場合が生じたときは、家族や福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関と連携を取りながら、移送の協力を行うとともに心身の状態等に配慮した生活の確保を図る。

第7章 その他

1 その他

- (1) 野田市避難行動要支援者支援計画の策定に伴い、野田市災害時要援護者支援計画は、廃止する。
- (2) 野田市災害時要援護者支援計画において作成した要援護者台帳は、この計画における個別計画として作成したものとみなすものとする。
- (3) この計画の実施に関し必要な事項及び様式は、市長が別に定める。